農地法第４条・５条許可申請に必要な申請書及び添付書類(1/2)

◎受付の締め切りは毎月５日(休日の場合は翌開庁日）です。農業委員会は毎月20日頃に開催します。

No.	書　類　名　等	申請書類チエック欄	留　　意　　点
1	申請書	◎	４条申請書（様式第2号） ５条申請書（様式第3号） 上記様式、正・副各1部及び町決裁用の様式１部提出 ・副本の添付書類についてはコピー可 ・町決裁様式の申請者及び申請地の「所属集落」欄は必ず記入のこと。
2	土地登記事項証明書 （全部事項証明書に限る） ※取得後三ヶ月以内のもの	◎	届出に係る土地の登記事項証明書（法務局で取得） ・最新のものを添付（届出土地の確認） 抵当権設定(根抵当権)の場合、権利者の同意書添付 仮登記設定の場合、抹消又は権利者の同意書添付 相続登記未了の場合、相続登記終了後届出(原則) 相続登記未了で届出できる場合の添付書類 相続人全員による共同申請又は特定人(単独)申請 ・被相続人の除籍謄本 ・相続を証する書面（遺産分割協議書等）
3	住民票 ※取得後三ヶ月以内のもの	○	土地登記事項証明書と記載内容が違う場合 （住所･氏名の確認できる書類） 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
4	図面　付近見取り図	◎	申請地の位置及び周辺の状況を示した図面 ・住宅地図又は1/2500都市計画図でもよい。 ・申請地を赤丸で囲み、「申請地」と記載する。
	図面　位置図	◎	申請地の位置を示した図面 ・1/10000から1/50000縮尺の地図。 ・申請地を赤丸で囲み、「申請地」と記載する。
	図面　地籍図又は土地改良所在図 ※取得後三ヶ月以内のもの	◎	法務局で取得 ・ほ場整備完了地の場合は土地改良所在図 ・申請地を赤色斜線で表示し、「申請地」と記載する。 ・申請地に隣接の道路は赤色、水路は青色で着色する。 ・申請地に隣接する土地の地目、所有者、耕作者を必ず記入
	図面　字限図（和紙公図） ※取得後三ヶ月以内のもの	○	地籍図又は土地改良所在図がない場合 ・法務局で取得 ・西光寺野土地改良区内の字限図は西光寺野土地改良区事務所で取得
5	理由書	○	転用の必要性がわかる理由を記載したもの（様式は自由） （申請書内に収まらない場合）
6	事業計画図	◎	建設しようとする建物の平面図、立面図、配置図及び土地断面図 ・進入路が農地の場合、合わせて申請すること。 ・露天駐車場の場合は、駐車区画を図面に明示 ・露天資材置場の場合は、何をどこに置くのかを図面に明示 (参考）転用面積の許可基準 ・農家住宅：1,000㎡以内で必要最低限 ・一般住宅(分家住宅・地縁者住宅)：500㎡以内 ・農業用倉庫：おおむね200㎡以内
7	経費見積書	◎	原本を添付のこと(造成費を含む) ・申請者宛ての見積書であること(見積者の押印があること) 土地売買契約書（写し）を添付のこと
8	資金証明 ※発行後三ヶ月以内のもの	◎	残高証明書、融資証明書等、原本を添付のこと(発行者の押印があること) ・経費見積に対して、必要な資金を満たしていること (5条申請の場合は、土地代金を合わせた額を満たしていること)

農地法第４条・５条許可申請に必要な申請書及び添付書類(2/2)

No.	書　類　名　等		申請書類チェック欄	留　　意　　点
9	同意書(届出目的に対しての同意であること)		◎	特別な事情で同意書が取れない場合は説明を行った日時、説明内容及び同意が取れない理由を記載した理由書
		隣地同意	○	直接隣接する農地(田・畑)がある場合、その所有者及び耕作者 ・道路、水路等で2m以上離れている場合は不要(影響範囲外)
		水利同意	◎	申請地の所属集落等の水利管理者の同意(排水先等の確認) ・目的物によっては、下流の同意が必要な場合あり。
		区長同意	◎	申請地の所属集落の区長の同意(地域環境への影響の確認)
10	土地改良区の意見書		○	土地改良区の地区内の場合、該当土地改良区の意見書を添付 (同意がとれない場合は、その事由を記載した書面)
11	小作地の場合		○	小作権、賃貸借権、使用貸借権の設定がある場合は原則解約後に申請（同時申請可）　解約できない場合は同意書 ・小作権、賃貸借権の解約は農地法第18条の合意解約通知を提出 ・使用貸借権の解約は農地使用貸借の合意解約通知を提出
12	代替地の検討表		○	第2種農地(農業公共投資の対象外の小集団農地で生産力の低い農地)の場合、選定条件、候補地一覧、選定結果、選定理由を記載すること。(別紙様式あり) 候補地を明示した地図を添付すること。
13	契約書の写し		◎	４条申請で転用後、使用貸借、賃貸借する場合 ・使用貸借契約書(案)又は賃貸借契約書(案) の写しを添付
14	被害防除施設設置状況説明書		○	周辺の農業、住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある場合、防除施設の概要、設計図面等を添付
15	他法令の手続きを行っていることの書面		○	関係機関の受付印のあるものの写しを添付のこと 開発許可申請、建築許可申請、開発不要証明、法定外公共物等使用許可申請等

※農地法4条・5条申請は県許可になりますので、農業委員会で審議後、県の諮問機関を経て、農地転用が認められた場合は、申請月の翌月末頃に県知事の許可書を交付します。

◎必要添付書類
○該当する場合

【問合せ先】福崎町農業委員会事務局
電　話0790-22-0560
ＦＡＸ0790-22-2919